

令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

令和7年2月12日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

改正内容・・ 1～3

改正資料・・ 4～12

新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

本町の国民健康保険財政については、被保険者数の減少により保険税収入は減少している一方で、医療の高度化や、高齢化による診療回数が増などの要因により、一人当たりの保険給付費が増加傾向です。

そのため、保険給付費の財源となる国民健康保険事業費納付金の負担については、年度ごとに増減はありますが大きな減少はなく、現状の保険税率・税額のままで、今後の健全な運営を維持していくことは困難な状況となっています。

よって、国民健康保険の運営を見据えつつ、財政の健全化を図ることを目的とし、令和7年度に係る国民健康保険税の税率・税額、法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額及び未就学児に係る国民健康保険税の均等割負担額を見直すため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の税率・税額の改正

国民健康保険財政を安定的に運営することを目的に次のとおり、国民健康保険税率・税額の改正を行います。

なお、医療給付費分の平等割額については、現行税額を維持します。

		A	B	C
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
ア 所得割率 所得に応じて	現行	6.5/100	2.9/100	2.4/100
	改正後	6.8/100 (+0.3)	3.1/100 (+0.2)	2.6/100 (+0.2)
イ 均等割額 1人ごと	現行	25,500円	13,500円	12,600円
	改正後	26,500円 (+1,000円)	14,500円 (+1,000円)	13,600円 (+1,000円)
ウ 平等割額 世帯ごと	改正なし	21,000円		

改正率	対令和6年度国民健康保険税額 3.50%の増
-----	---------------------------

(2) 法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額の改正

国民健康保険税の税額が改正されることに伴い、法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額も改める必要があるため、次のとおり改正を行います。

区 分		現行の負担額	7割軽減該当者	5割軽減該当者	2割軽減該当者	
均等割額	医療給付費分	現行	25,500円	7,650円	12,750円	20,400円
		改正後	26,500円 (+1,000円)	7,950円 (+300円)	13,250円 (+500円)	21,200円 (+800円)
	後期高齢者支援金分	現行	13,500円	4,050円	6,750円	10,800円
		改正後	14,500円 (+1,000円)	4,350円 (+300円)	7,250円 (+500円)	11,600円 (+800円)
	介護納付金分	現行	12,600円	3,780円	6,300円	10,080円
		改正後	13,600円 (+1,000円)	4,080円 (+300円)	6,800円 (+500円)	10,880円 (+800円)
平等割額	医療給付費分	改正なし	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円
	後期高齢者支援金分					
	介護納付金分					

法定軽減該当となる世帯の判定所得金額（参考）

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	43万円以下	72.5万円以下	97.5万円以下
2人世帯の場合		102万円以下	152万円以下
3人世帯の場合		131.5万円以下	206.5万円以下

※給与所得者等が1人の場合

(3) 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の改正

国民健康保険税の税額が改正されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額も改める必要があるため、次のとおり改正を行います。

		7割軽減 該当者	5割軽減 該当者	2割軽減 該当者	軽減なし 該当者
医療給付費分	現行	3,825円	6,375円	10,200円	12,750円
	改正後	3,975円 (+150円)	6,625円 (+250円)	10,600円 (+400円)	13,250円 (+500円)
後期高齢者 支援金分	現行	2,025円	3,375円	5,400円	6,750円
	改正後	2,175円 (+150円)	3,625円 (+250円)	5,800円 (+400円)	7,250円 (+500円)

(4) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

3 改正資料

(1) 改正後の国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

日本太郎(70歳)の年金収入：150万円（年金所得は40万円）

* 合計所得金額は40万円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝1人×均等割額(26,500円)×(1-0.7)=7,950円

ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)=6,300円

小計 14,200円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝1人×均等割額(14,500円)×(1-0.7)=4,350円

小計 4,300円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

年齢が65歳以上であるため、0円

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 18,500円(年額)
(現行より600円増)

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

小磯太郎(70歳)の年金収入：80万円（年金所得は0円）

小磯花子(68歳)の年金収入：30万円（年金所得は0円）

* 合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(26,500円)×(1-0.7)=15,900円

ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)=6,300円

小計 22,200円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(14,500円)×(1-0.7)=8,700円

小計 8,700円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

両名ともに年齢が65歳以上であるため、0円

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 30,900円(年額)
(現行より1,200円増)

給与及び年金所得の該当世帯

国府太郎(67歳)：給与収入300万円（給与所得が192万円）

年金収入200万円（年金所得が90万円）

合計所得（282万円）

国府花子(64歳)：給与収入100万円（給与所得が45万円）

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (282万円 - 43万円) × 所得割率 (6.8%) … 162,520円

所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (6.8%) … 1,360円

イ 均等割額 = 2人 × 均等割額 (26,500円) … 53,000円

ウ 平等割額 = 21,000円

小計 237,800円 (百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (282万円 - 43万円) × 所得割率 (3.1%) … 74,090円

所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (3.1%) … 620円

イ 均等割額 = 2人 × 均等割額 (14,500円) … 29,000円

小計 103,700円 (百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

ア 所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (2.6%) … 520円

イ 均等割額 = 1人 × 均等割額 (13,600円) … 13,600円

小計 14,100円 (百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 355,600円 (年額)

(現行より17,200円増)

一般的な現役世代に該当する世帯

神奈川太郎(45歳)：給与収入400万円（給与所得が276万円）

神奈川花子(38歳)：収入なし

神奈川次郎(15歳)：収入なし

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率 (6.8%) ……158,440円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額 (26,500円) ……79,500円

ウ 平等割額 = 21,000円

小計 258,900円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率 (3.1%) ……72,230円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額 (14,500円) ……43,500円

小計 115,700円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率 (2.6%) ……60,580円

イ 均等割額 = 1人 × 均等割額 (13,600円) ……13,600円

小計 74,100円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 448,700円(年額)
(現行より23,300円増)

(2) 国民健康保険税として収納する必要額

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計	
①	経費	国民健康保険事業費 納付金額	576,222千円	216,805千円	81,576千円	886,606千円
		その他経費（葬祭費など）	12,003千円			
②	現年度保険税以外の収納見込額 （特別交付金、基盤安定繰入金など）		178,774千円	45,360千円	16,749千円	240,883千円
③	収納必要額 ①－②		409,451千円	171,445千円	64,827千円	645,723千円

改正率計算		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計④ (収納見込額)	設定保険税率 での不足額⑤ ③収納必要額－④ 645,723千円	財政調整基金 取崩し額⑥ R6年度末基金 保有見込額 27,588千円	一般会計繰入額 ⑦ (⑥－⑤)
改正率 3.50%	所得割率	6.80%	3.10%	2.60%	現行税率に比べ 21,117千円の増 625,050千円	20,673千円	取り崩し額 20,000千円	673千円
	均等割額	26,500円	14,500円	13,600円				
	平等割額	21,000円	-	-				
現行税率 (参考)	所得割率	6.50%	2.90%	2.40%	603,933千円	41,790千円		
	均等割額	25,500円	13,500円	12,600円				
	平等割額	21,000円	-	-				

(3) 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

- 家族状況 単身高齢者
軽減該当（7割軽減）
介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
日本太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

世帯員		現行	改正後
介護分			
医療給付費分	(ア) 所得割	0円	0円
	(イ) 均等割	7,650円	7,950円
	(ウ) 平等割	6,300円	6,300円
	(A) 合計	13,900円	14,200円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割	0円	0円
	(イ) 均等割	4,050円	4,350円
	(B) 合計	4,000円	4,300円
介護納付金分	(ア) 所得割	0円	0円
	(イ) 均等割	0円	0円
	(C) 合計	0円	0円
年間税額 (A) + (B) + (C)		17,900円	18,500円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より600円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
 軽減該当（7割軽減）
 介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
小磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
小磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		0人		
医療給付費分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		15,300円	15,900円
	(ウ) 平等割		6,300円	6,300円
	(A) 合計		21,600円	22,200円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		8,100円	8,700円
	(B) 合計		8,100円	8,700円
介護納付金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
年間税額 (A) + (B) + (C)			29,700円	30,900円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より1,200円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
軽減非該当
介護納付金対象者 1 人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
国府太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
国府花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		1人		
医療給付費分	(ア) 所得割		156,650円	163,880円
	(イ) 均等割		51,000円	53,000円
	(ウ) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		228,600円	237,800円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		69,890円	74,710円
	(イ) 均等割		27,000円	29,000円
	(B) 合計		96,800円	103,700円
介護納付金分	(ア) 所得割		480円	520円
	(イ) 均等割		12,600円	13,600円
	(C) 合計		13,000円	14,100円
年間税額 (A) + (B) + (C)			338,400円	355,600円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より17,200円増)

- 家族状況 現役世代、子ども1人
軽減非該当
介護納付金対象者1人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
神奈川太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
神奈川花子	妻	38歳	0円	0円
神奈川次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員		3人	現行	改正後
介護分		1人		
医療給付費分	(ア) 所得割		151,450円	158,440円
	(イ) 均等割		76,500円	79,500円
	(ウ) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		248,900円	258,900円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		67,570円	72,230円
	(イ) 均等割		40,500円	43,500円
	(B) 合計		108,000円	115,700円
介護納付金分	(ア) 所得割		55,920円	60,580円
	(イ) 均等割		12,600円	13,600円
	(C) 合計		68,500円	74,100円
年間税額 (A) + (B) + (C)			425,400円	448,700円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より23,300円増)

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万6,500円</u>とする。</p> <p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.1</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,600円</u>とする。</p> <p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高</p>	<p>第1条・第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,500円</u>とする。</p> <p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。</p> <p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高</p>

改正案	現行
<p> 齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 </p> <p> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 </p> <p> ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万8,550円</u> </p> <p> イ 省略 </p> <p> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万150円</u> </p>	<p> 齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 </p> <p> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 </p> <p> ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万7,850円</u> </p> <p> イ 省略 </p> <p> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,450円</u> </p>

改正案	現行
<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,520円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万3,250円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,800円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい</p>	<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,820円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万2,750円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,750円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい</p>

改正案	現行
<p>て <u>5,300円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,900円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,720円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,975円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万3,250円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,175円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,250円</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>	<p>て <u>5,100円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,700円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,520円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,825円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万2,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,025円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,750円</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>

改正案	現行
<p data-bbox="230 244 322 276">附 則</p> <p data-bbox="185 280 344 312">(施行期日)</p> <p data-bbox="141 320 808 352">1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="185 360 344 392">(経過措置)</p> <p data-bbox="141 400 1106 504">2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	